

群馬県立県民健康科学大学ベストティーチャー賞規程

(目的)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）において教育実践に顕著な成果をあげた教員に対して、その功績を表彰することにより、教員の意欲向上と教育の活性化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 前条の表彰の名称は、群馬県立県民健康科学大学ベストティーチャー賞（以下「ベストティーチャー賞」という。）とする。

(賞の授与)

第3条 ベストティーチャー賞は、表彰される年度当初において、本学部の教員として在職し、前年度までの教育活動の実績が次の各号のいずれかに該当する者のうちから、若干名に授与する。

- (1) 授業において、卓越した指導力で教育効果の高い授業を実践した者
- (2) 教育方法の工夫又は改善に取り組み、顕著な教育成果をあげた者
- (3) その他ベストティーチャー賞にふさわしいと認められる者

(組織・選考委員会)

第4条 ベストティーチャー賞を授与するにふさわしい候補者（以下「候補者」という。）の選考は、当該選考に係る「学生アンケート」結果等を参考にベストティーチャー賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）において行う。選考委員会は候補者を学長に推薦する。

(選考委員会構成員)

第5条 選考委員会は、看護学部長、診療放射線学部長、附属図書館長、地域連携センター長、教務学生委員長及び副委員長、各学部又は研究科から選出されたFD委員2名、本学の事務職員1名から構成される。

(被表彰者の決定)

第6条 学長は、選考委員会の推薦を受け、大学運営会議の意見を聴き、被表彰者を決定する。

(書類審査等)

第7条 選考委員会及び大学運営会議は、候補者の選考にあたり書類審査、面接等を行うことができる。

(表彰状等の授与)

第8条 被表彰者に対して、表彰状を授与する。

(表彰取り消し)

第9条 学長は、被表彰者がその在職中又は退職後に学則に定める懲戒の事由に該当する行為その他被表彰者としてふさわしくない行為を行ったと判断した場合には、大学運営会議の意見を聴いて、表彰を取り消し、表彰状を返還させることができる。

(事務)

第10条 表彰に関する事務は、総務会計係及び教務係において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほかベストティーチャー賞に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。